船橋市排水設備指定工事店事務取扱要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、船橋市下水道条例（昭和 36 年船橋市条例第 31 号。以下「条例」という。）及び船橋市下水道条例施行規則（昭和 50 年船橋市規則第 42 号。以下「規則」という。）に定める排水設備指定工事店（以下「指定工事店」という。）の取扱いに関する必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において使用する用語の意義は、条例及び規則において使用する用語の例による。

（指定の基準等）

第３条　指定の基準並びに指定及び指定の更新（以下「指定等」という。）の申請に添付する書類については、別表第１のとおりとする。

２　規則で定める機械器具を有することについて、次の各号のとおりとする。

(1)　機械器具の例は、別表第２のとおりとする。

(2)　営業所に常備するものとする。ただし、営業所と異なる場所に機械器具を格納する倉庫又は資材等置き場（以下「倉庫等」という。）がある場合であって、それが指定等を受けようとする者（以下「申請者」という。）の管轄下にあると市長が認めるときは、この限りでない。

(3)　原則として申請者が所有していなければならないものとする。ただし、他の者の所有であっても、当該申請者が長期的、恒常的に占有し、かつ、自由に使用できると市長が認めるときは、この限りでない。

３　千葉県内に営業所があることについて、営業所とは、商業登記法による登記をした営業所に限るものでなく、客観的にみて営業上の活動の中心とみられる一定の事業活動の根拠地であり、かつ、当該営業所において受託契約の締結をし、工事の事業を行う等の能力を有しているものをいうものとする。

（指定日及び指定の有効期間）

第４条　市長は、毎月 15 日（15 日が閉庁日の場合はその直前の開庁日）までに受理した指定の申請について、指定をする場合は、翌月の１日に指定するものとする。

2　市長は、指定の有効期間の満了する日の 60 日前までに受理した指定の更新の申請について、指定の更新をする場合は、指定の有効期間の満了する日の次の日に指定の更新をするものとする。

3　指定の有効期間は、指定又は指定の更新の日から 5 年とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない 。

（変更の届出）

第５条　変更の届出に添付する書類については、別表第３のとおりとする。

（指定等の審査）

第６条　指定等の申請及び変更の届出に係る審査は、書類による審査を原則とし、審査の過程で不明瞭な点がある場合は、申請者若しくは変更の届出者への聴取り又は営業所若しくは倉庫等の現地調査によって確認するものとする。

（指定の取消し等処分等基準及び決定）

第７条　指定の取消し及び効力の停止（以下「処分」という。）並びに指定工事店に対する行政指導の処分等基準は、別表第４のとおりとし、取扱い基準（違反点数）は別表第５のとおりとする。

2　市長は、指定工事店による違反行為があったと認められたときは、その違反行為の内容に応じ、当該指定工事店に対し、前項の相当する違反点数を付するものとする。

3　1 の工事につき複数の違反行為があったと認められたときは、その違反点数は、第 1 項の相当する違反点数の合計とするものとする。

4　違反点数は、別表第 4 それぞれの基準に達するまで累積するものとし、基準に達した際に処分等を行う。

5　指定工事店は、自身の違反点数を確認することができる。

6　市長は、処分をしようとするときは、船橋市行政手続条例（平成９年条例第２号）第 12 条第 1 項の規定により、次の各号に定める意見陳述の手続きを執らなければならない。

(1)　指定の取消しの場合、聴聞

(2)　指定の効力の停止の場合、弁明の機会の付与

7　市長は、前項の意見陳述の結果を考慮し、処分を決定するものとする。

（処分の通知）

第８条　市長は、処分を決定したときは、当該処分を行う指定工事店に対し、船橋市排水設備指定工事店指定取消し（停止）通知書（様式第１）により通知するものとする。

（違反点数の消滅）

第９条　第７条第２項の規定により付された違反点数は、次の各号のいずれかに該当するとき、消滅するものとする。

(1)　指定の効力の停止を受け、当該処分を満了したとき

(2)　違反点数を付されて以降、新たに違反点数を付されることなく１年を経過したとき

（補足）

第10条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

（廃止）

２　「船橋市排水設備指定工事店の指定取消し等措置要綱」、「船橋市排水設備指定工事店の指定の申請等に係る事務取扱指針」及び「船橋市排水設備指定工事店の指定の申請等に係る審査実施指針」は、廃止する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和４年５月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

別表第１　指定基準及び指定等申請の添付書類(１/2)

項目	基準	添付書類
申請者	所在が確認できること。	
	個人の場合	１ 住民票、在留カード又は特別永住者証明書の写し
	法人の場合	１ 定款又は寄附行為の写し ２ 履歴事項全部証明書
	更新の場合	１ 指定工事店証の写し
責任技術者	営業所ごとに排水設備工事責任技術者として登録を受けた者を選任していること。	１ 責任技術者証表裏の写し（裏面に、指定工事店名記載があること） ２ 雇用関係を証する書類(例:源泉徴収票の写し等) ３ 責任技術者が千葉県内の営業所を複数兼務している場合は、兼務する営業所名及び営業所所在地がわかる書類
機械器具	規則で定める機械器具を有すること。	１ 機械器具を有することを証する書類 ２ 機械器具の写真
営業所	千葉県内に営業所があること。	営業所の １ 建物内平面図・敷地内配置図 ２ 内部及び外部の写真 ３ 最寄鉄道駅からの付近見取図
	個人であって住所と異なる場所の営業又は法人であって商業登記のない営業所を申請に係る営業所とする場合	１ 営業所の建物登記事項証明書又は建物賃貸借契約書等、事業実態を把握できる書類
	申請に係る営業所と異なる場所に倉庫等がある場合	倉庫等の １ 建物内平面図・敷地内配置図 ２ 内部及び外部の写真 ３ 最寄鉄道駅からの付近見取図

別表第１　指定基準及び指定等申請の添付書類(2/2)

項目	基準	添付書類
欠格事項	以下の欠格事項に該当しない者であること。	１ 誓約書　申請者が外国籍の場合は自筆記入 ２ 身分証明書　申請者が外国籍の場合は登記されていないことの証明書
	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者	
	指定を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者	
	業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者	
	精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者	
更新	指定の更新の場合	１ 指定工事店証の写し

備考

１ 官公庁が発行する書類については、発行３か月以内のものとする

２ 欠格事項に該当しない者であることに係る書類については、法人にあっては、代表者に係るものとする

別表第２　規則で定める機械器具の例

種別	機械器具の例
管の切断用の機械器具	金切り鋸、パイプカッター、レシプロソー等
掘削用の機械器具	スコップ、シャベル、油圧ショベル、ツルハシ等
埋め戻し用の機械器具	転圧機、スコップ、シャベル、油圧ショベル、タコ等

別表第３　変更届の添付書類(1/2)

変更事項	添付書類
営業所の名称	変更後の営業所名称がわかるもの
営業所の所在地	営業所の 1 建物内平面図・敷地内配置図 2 内部及び外部の写真 3 最寄鉄道駅からの付近見取図
個人であって住所と異なる場所の営業所又は法人であって商業登記のない営業所に変更がある場合	1 営業所の建物登記事項証明書又は建物賃貸借契約書等、事業実態を把握できる書類
営業所と異なる場所の倉庫等に変更がある場合	倉庫等の 1 建物内平面図・敷地内配置図 2 内部及び外部の写真 3 最寄鉄道駅からの付近見取図
指定工事店の氏名若しくは名称又は住所	
個人氏名の場合	1 戸籍抄本又は戸籍謄本
個人屋号の場合	1 変更後の屋号がわかるもの
個人住所の場合	1 住民票、在留カード又は特別永住者証明書の写し
法人の場合	1 履歴事項全部証明書
指定工事店の法人代表者	1 履歴事項全部証明書 2 誓約書　申請者が外国籍の場合は自筆記入 3 身分証明書　申請者が外国籍の場合は登記されていないことの証明書

別表第３　変更届の添付書類(2/2)

変更事項	添付書類
選任する責任技術者	
追加する場合	当該責任技術者の １ 責任技術者証表裏の写し （裏面に、指定工事店名記載があること） ２ 雇用関係を証する書類（例：源泉徴収票の写し等） ３ 兼務がある場合は千葉県内の兼務する営業所名及び営業所所在地がわかる書類
登録番号に変更がある場合	当該責任技術者の責任技術者証表裏の写し （裏面に、工事店名記載があること）
解任する場合	添付書類不要
兼務状況の変更がある場合	当該責任技術者が千葉県内の兼務する営業所名及び営業所所在地がわかる書類

備考　官公庁が発行する書類については、発行３か月以内のものとする

別表第４　指定の取消し等処分等基準

番号	処分内容	処分等の基準
１	「注意書」の交付	20 点以上 40 点未満
２	「警告書」の交付	40 点以上 60 点未満
３	３か月以下の指定の効力の停止	60 点以上 80 点未満
４	６か月以下の指定の効力の停止	80 点以上 100 点未満
５	指定の取消し	100 点以上又は過去 １ 年以内に指定の効力の停止を２回以上受けた場合

別表第５　指定の取消し等の取扱い基準（違反点数）(1/2)

番号	処分等事由（違反行為）	取扱い基準（違反点数）	根拠条文	関係法令条文
1	指定の基準に適合しなくなったとき	100	条例第７条の８第１項第１号	条例第７条の３第１項
2	市長の確認を受けずに工事に着手したとき	１件につき20	条例第７条の８第１項第２号	条例第６条第１項 規則第18条第１号
3	工事の契約に当たって、契約金額、工期その他の必要事項を明確に示さなかったとき	１件につき10		規則第18条第２号
4	工事の全部又は主要な部分を一括して第三者に請け負わせたとき	１件につき20		規則第18条第３号
5	自己の名義を第三者に貸与したとき	１件につき20		規則第18条第４号
6	下水道に関する法令、条例及び規則に定めるところに従い適正な工事の施工を行わなかったとき	１件につき20以下		条例第７条の６
7	変更等の届出をしないとき又は虚偽の届出をしたとき	１件につき10	条例第７条の８第１項第３号	条例第７条の７ 規則第19条第１項
8	施工する工事が、下水道施設の機能に障害を与えた又は与えるおそれが大であったとき	１件につき20以下	条例第７条の８第１項第４号	
9	不正な手段により指定又は指定の更新を受けたとき	100	条例第７条の８第１項第５号	
10	市に連絡なく、１か月を超え３か月以下の期間で工事完了の届出をしなかったとき	１件につき1	条例第８条第１項	
11	市に連絡なく、３か月を超え１年以下の期間で工事完了の届出をしなかったとき	１件につき5	条例第８条第１項	

別表第５　指定の取消し等の取扱い基準（違反点数）(2/2)

番号	処分等事由（違反行為）	取扱い基準（違反点数）	根拠条文	関係法令条文
12	市に連絡なく、１年を超える期間で工事完了の届出をしなかったとき	１件につき10	条例第８条第１項	
13	違反点数を付する時点において、過去１年以内に他に違反点数が付されていたとき	過去の違反点数を加算		

様式第１

船橋市排水設備指定工事店指定取消し（停止）通知書

年　　月　　日

（指定工事店）　様

船橋市長　印

貴排水設備指定工事店の指定について、船橋市下水道条例第７条の８第１項の規定により、次のとおり指定の取消し（効力を停止し）ましたので、通知します。

記

営業所名称

営業所所在地

指定取消し年月日（停止期間）

指定取消し（停止）の理由

以上

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に提起することができます。